第四十二条の十二の三第一項中「第二十一条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同条第五項中「、第四十二条の五第五項」を削り、同条第十項を次のように改める。

10　第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十二の三第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

第四十二条の十二の三第十一項中「法人税法及び地方法人税法」を「法人税法第六十七条」に、「法人税法第六十七条第一項」を「同条第一項」に、「(連結納税の承認を取り消された場合の法人税額)」を「(特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)」に改め、「ほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める」を削り、同条第十二項中「第十項」を「前項」に改め、「ほか」の下に「第五項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　第四十二条の六第十二項の規定は、第五項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「及び第五項」とあるのは、「及び第四十二条の十二の三第五項」と読み替えるものとする。

第四十二条の十二の四第一項中「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に改め、同条第五項中「、第四十二条の五第五項」を削り、同条第十項を次のように改める。

10　第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十二の四第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

第四十二条の十二の四第十一項中「法人税法及び地方法人税法」を「法人税法第六十七条」に、「法人税法第六十七条第一項」を「同条第一項」に、「(連結納税の承認を取り消された場合の法人税額)」を「(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)」に改め、「ほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める」を削り、同条第十二項中「第十項」を「前項」に改め、「ほか」の下に「第五項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　第四十二条の六第十二項の規定は、第五項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「及び第五項」とあるのは、「及び第四十二条の十二の四第五項」と読み替えるものとする。

第四十二条の十二の五の見出しを「(給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除)」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人が、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該事業年度において第一号及び第二号に掲げる要件を満たすとき（当該法人の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）は、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）から、当該雇用者給与等支給額を控除した金額（当該事業年度において第四十二条の十二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）の百分の二十五（当該事業年度において第三号に掲げる要件を満たす場合には、百分の二十）に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一　当該法人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の三以上であること。

二　当該法人の国内設備投資額がその当期償却費総額の百分の九十に相当する金額以上であること。

三　当該法人の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項第二号イ及び第三項において同じ。）からその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が百分の二十以上であること。

第四十二条の十二の五第六項を削り、同条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「基準雇用者給与等支給額及び」を削り、「計算」の下に「、継続雇用者比較給与等支給額が零である場合におけるこれらの規定に規定する要件を満たすかどうかの判定」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、「雇用者給与等支給増加額及びその額のうち」及び「に達するまでの金額」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「明細」の下に「並びに継続雇用者比較給与等支給額」を加え、「雇用者給与等支給増加額は」を「当該控除した金額は」に、「雇用者給与等支給増加額を」を「雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額を」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項第四号を削り、同項第三号中「前項の規定の適用を受けようとする事業年度」を「法人の各事業年度」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　設立事業年度　設立の日（法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあつては恒久的施設を有することとなつた日とし、同条第六号に規定する公益法人等（以下この号において「公益法人等」という。）及び人格のない社団等にあつては新たに同条第十三号に規定する収益事業（以下この号において「収益事業」という。）を開始した日とし、公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）に該当していた同条第九号に規定する普通法人又は同条第七号に規定する協同組合等にあつては当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日とする。）を含む事業年度をいう。

第四十二条の十二の五第二項第五号を削り、同項第六号中「比較雇用者給与等支給額　適用年度」を「比較雇用者給与等支給額　法人の適用年度」に改め、同号イ中「当該支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額」を「その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　前事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合（イに掲げる場合を除く。）　その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額

第四十二条の十二の五第二項第六号を同項第五号とし、同項第七号を削り、同項第八号中「平均給与等支給額」を「継続雇用者給与等支給額」に改め、「適用年度の」を削り、「(当該適用年度」を「(法人の適用年度」に改め、「いう。)」の下に「の期間内の各月」を加え、「給与等の支給を」を「当該法人の給与等の支給を」に改め、「国内雇用者」の下に「として政令で定めるもの」を加え、「以下この号及び次号」を「同号」に改め、「)」に対する」の下に「当該適用年度の」を加え、「を当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額」を削り、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　継続雇用者比較給与等支給額　前号の法人の継続雇用者に対する前事業年度等の給与等の支給額として政令で定める金額をいう。